

提出された意見の概要及び意見に対する考え方

No.	該当箇所	意見	意見に対する考え方
1	第二条	<p>障害による差別解消に関する法律改正に伴う条例改正については概ね妥当だと思います。直接改正条項に関係していないのかもしれませんが、条例2条の定義に、合理的配慮の提供は過重な負担にならない状態であれば実施されると受け止められるような記述がありました。このような記述が、民間事業者の合理的配慮の提供の阻害因子とならないか非常に不安を感じております。</p>	<p>「過重な負担」の有無については、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。「合理的配慮」の正しい理解が進むよう、事業者に向けた周知啓発に努めてまいります。</p>
2	第三条	<p>第三条 第一条に規定する社会の実現は、<u>全ての障害者が、障害者でない者と等しく、</u>基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。</p> <p>この条例全般が、障がいを持っている人が障がいを持たない人より下に見られているように感じられる。例えば、第三条の下線部分。「障がい者でない者と等しく」とは、「障害を持たない者は、人権を得ている」ので「それと同等に」と読める。つまり、「障害を持つ人は、現在、人権を無視されている」こととならないか。差別解消を推進する条例が、差別して書かれていないか。「障がい者でない者と等しく（二重下線）」を共有することが重要である。「すべての」という言葉が文頭についているが、このことを強調されていない構文になっている。</p> <p>条例前文でも、「県民」が主語になっており、共有したいことが強調されていない構文になっていると感じる。</p> <p>この原因は、いわゆる健常者の構文であるからと予測される。</p> <p>また、群馬県には「人権条例」はない。様々な差別に関して人権を尊重する条例は存在するが、根幹である「人権条例」が存在しないのは、甚だ残念である。</p>	<p>本条例は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とするものです。</p> <p>全ての県民が、障害を理由とする差別は障害者でない者も含めた全ての者に関係する問題であることを認識し、障害及び障害者に対する理解を深め、社会全体で障害を理由とする差別の解消に取り組んでいくことを目指しています。</p> <p>県としましては、引き続き、関係団体と連携・協力しながら、条例の趣旨の普及啓発に努めてまいります。</p>

No.	該当箇所	意見等の内容	意見に対する考え方
3	第七条 第十一条	合理的配慮の提供がなされないとき、県と市町村で対応していただく場合、役割分担が明確でないように感じられます。その場合、障害当事者が戸惑いを覚え、対処の仕方に苦慮するのではないかと懸念しております。ご検討をよろしくお願いいたします。	県と市町村は対等・協力の関係にあり、これまでも連携しながら障害者の差別解消に向けた取組を行っております。今後も引き続き、県と市町村が協力しながら、相談対応等にあたってまいります。
4	第十七条	協議会で当事者・家族の参加をどのように保障するか県の意向をお伺いいたします。 「私たちのことを私たち抜きで決めないで」 障害者当事者・家族と事業者・学識経験者等は、協議のときには同席するのが、条例の基本的理念で、何より相互理解の貴重な機会です。 協議会の規模、時間、回数など、ニーズを満たしているのでしょうか。協議会の運営のありかたについて、今後も現状を引き継ぐのか、条例文だけではわかりにくいので、見解をお聞かせ願います。	貴重な御意見をありがとうございます。障害者差別解消に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるよう、今後も様々な方の御意見を伺いながら、よりよい協議会運営に努めてまいります。
5	その他	条例改正にご尽力いただき、感謝申し上げます。改正条例がいかに施行され、条例の理念「当たり前なこと」県民に広まるのは、まだまだ厳しい現状もあります。今後の啓発活動や特に学校教育で、どのように学びや交流・体験の場をいかに広げていくか、現状を引き継ぐ以上の展開が必要と思われれます。あらためて、ご意向をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。	貴重な御意見をありがとうございます。社会全体で障害を理由とする差別の解消に取り組んでいけるよう、御意見の趣旨を踏まえ、関係部局と連携しながら、条例の周知啓発に努めてまいります。